

## 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成10年9月25日 規則第82号  
最終改正 令和2年3月31日 規則第37号

### (犬の係留の除外)

第1条 埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成10年埼玉県条例第19号。以下「条例」という。）第7条第1号ニに規定する規則で定める場合は、次に掲げるとおりとする。

- 一 展覧会、競技会、曲芸その他これらに類する催物に出品し、出場させ、又は使用する場合
- 二 生後90日以内の場合

### (犬の飼い主の表示)

第2条 条例第7条第3号に規定する規則で定める表示は、様式第1号のとおりとする。

### (多数の動物の飼養に係る届出)

第3条 条例第7条の2第1項に規定する規則で定める動物は、犬又は猫（生後90日以内のものを除く。）とする。

2 条例第7条の2第1項に規定する規則で定める数は、10とする。

3 条例第7条の2第1項ただし書に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の許可を受けた者
- 二 獣医療法（平成4年法律第46号）第3条の規定による診療施設の開設の届出をした者

4 条例第7条の2第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 飼養する対象動物の性別
- 二 飼養する対象動物の不妊又は去勢の措置の実施状況

5 次の各号に掲げる届出は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

- 一 条例第7条の2第1項の規定による届出 様式第2号
- 二 条例第7条の2第2項の規定による届出 様式第3号
- 三 条例第7条の2第3項の規定による届出 様式第4号

### (特定動物を主に取り扱う者の講習)

第4条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項の許可を受けた者は、選任した特定動物を主に取り扱う者に、別に定めるところにより、当該許可を受けた日（特定動物を主に取り扱う者を変更した場合にあっては、当該変更をした日）から1年以内に条例第8条の講習を受けさせなければならない。ただし、同法第22条第3項の研修を受けさせる場合にあっては、当該研修を受けさせることをもってこれに代えることができる。

### (身分を示す証明書)

第5条 条例第9条第4項及び条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第5号のとおりとする。

### (公示の方法)

第6条 条例第10条第1項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、当該動物を収容した保健所又は動物指導センターの掲示場に、掲示することにより行うものとする。

### (野犬等の掃とうの方法)

第7条 条例第12条第1項に規定する野犬等の掃とう（以下「野犬等の掃とう」という。）は、必要な時間を限って、道路、空地、広場、堤防その他適当な地表に薬物入りの餌を置くことによって行うものとする。

2 前項の薬物入りの餌は、着色し、当該薬物入りの餌ごとにそれが薬物入りの餌である旨を表示しておかなければならない。

3 保健所長は、当該職員に第1項の薬物入りの餌の置かれた場所を巡視させ、かつ、野犬等の掃とうの時間が経過する前に当該薬物入りの餌を回収させなければならない。

（野犬等の掃とうをする旨の周知の方法）

第8条 条例第12条第1項の規定による周知は、野犬等の掃とうを実施する区域、期間及び時間、薬物の種類並びに薬物入りの餌の状態について、少なくとも次に掲げる措置をとることにより行うものとする。

一 野犬等の掃とうを実施する区域内及びその近傍に居住する犬の飼い主に対し文書で通知すること。

二 野犬等の掃とうを実施する区域内及びその近傍で公衆の見やすい場所に掲示すること。

三 放送その他の方法によって広報すること。

2 前項第1号の規定による通知は野犬等の掃とうの開始の日の3日前までに、同項第2号の規定による掲示は開始の日の3日前から終了の日まで、同項第3号の規定による広報は開始の日の3日前から開始までの間の適当な日に行わなければならない。

（事故発生の届出）

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、特定動物の飼い主にあつては様式第6号の届出書により、犬の飼い主にあつては様式第7号の届出書により行わなければならない。

（費用の額）

第10条 条例第18条第1項各号（第3号を除く。）の規則で定める額は、別表のとおりとする。

2 条例第18条第1項ただし書の規定により、国又は地方公共団体が同項各号（第6号を除く。）に規定する登録等に係る申請を行う場合は、当該申請に係る手数料を免除する。

3 条例第18条第2項に規定する返還を受けようとする者は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める額を負担しなければならない。

一 保管に要した費用 動物1頭、1匹又は1羽につき1日500円

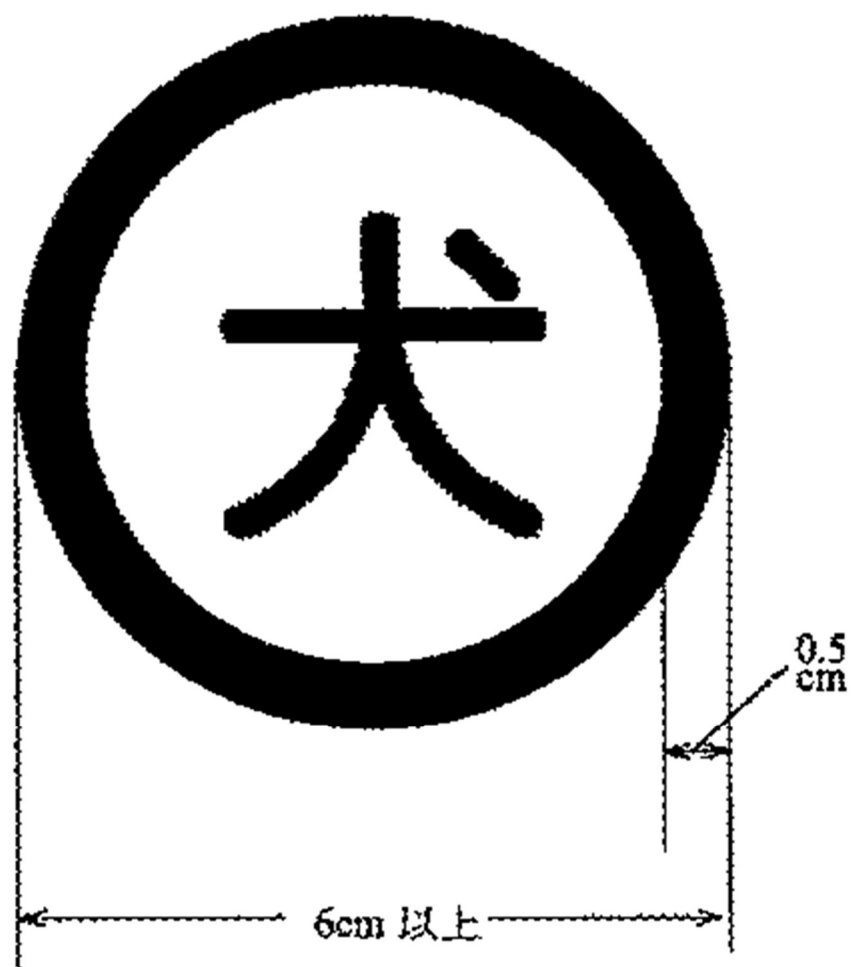
二 返還に要する費用 動物1頭、1匹又は1羽につき3,500円

附 則（略）

別表（第10条関係）

区分	金額
<p>一 条例第18条第1項第1号に規定する 第一種動物取扱業登録申請</p>	<p>イ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が一である場合 16,000円</p> <p>ロ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が二以上である場合 16,000円に一を超える第一種動物取扱業の種別の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>二 条例第18条第1項第2号に規定する 第一種動物取扱業登録更新申請</p>	<p>イ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が一である場合 10,000円</p> <p>ロ 申請に係る第一種動物取扱業の種別の数が二以上である場合 10,000円に一を超える第一種動物取扱業の種別の数に5,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>三 条例第18条第1項第4号に規定する 特定動物の飼養又は保管の許可申請</p>	<p>イ 申請に係る特定動物の種類の数が一である場合 16,000円</p> <p>ロ 申請に係る特定動物の種類の数二以上である場合 16,000円に一を超える特定動物の種類の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額 (その額が48,000円を超えるときは、48,000円)</p>
<p>四 条例第18条第1項第4号に規定する 許可の有効期間が満了する日の翌日 から引き続き特定動物を飼養又は保管 しようとする場合の許可申請</p>	<p>イ 申請に係る特定動物の種類の数一である場合 10,000円</p> <p>ロ 申請に係る特定動物の種類の数二以上である場合 10,000円に一を超える特定動物の種類の数に5,000円を乗じて得た額を加算した額 (その額が30,000円を超えるときは、30,000円)</p>
<p>五 条例第18条第1項第5号に規定する 特定動物の飼養又は保管の変更許可 申請</p>	<p>イ 申請に係る特定動物の種類の数一である場合 10,000円</p> <p>ロ 申請に係る特定動物の種類の数二以上である場合 10,000円に一を超える特定動物の種類の数に5,000円を乗じて得た額を加算した額 (その額が30,000円を超えるときは、30,000円)</p>
<p>六 条例第18条第1項第6号の 犬又は猫の引取り</p>	<p>イ 生後91日以上犬又は猫の場合 1頭又は1匹につき 4,000円</p> <p>ロ イ以外の場合 10頭又は10匹までごとに4,000円</p>

様式第1号



備考 材質は、耐久性のあるものとする。

様式第2号

多数の動物の飼養届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり、多数の動物を飼養したので、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条の2第1項の規定により、届け出ます。

1 飼養施設等の所在地

住所と同じ

住所以外の場所 ( )

2 飼養する対象動物の種類及び数

犬 雄の数 (うち去勢手術済み )

雌の数 (うち不妊手術済み )

猫 雄の数 (うち去勢手術済み )

雌の数 (うち不妊手術済み )

3 飼養施設等の構造及び規模

(1) 設置場所  屋 内 (約 m<sup>2</sup>)  屋 外 (約 m<sup>2</sup>)

(2) 給排水設備  有  無

(3) 換気設備  有  無

備考 1 該当するものにチェックをしてください。

2 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第3号

多数の動物の飼養届出事項変更届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

㊦

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり、多数の動物の飼養の届出事項を変更したので、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条の2第2項の規定により、届け出ます。

- 1 変更事項（該当するものにチェックをしてください。）  
 氏名  名称  住所  法人の代表者の氏名  
 飼養施設等の所在地
- 2 変更後の氏名、名称又は法人の代表者の氏名
- 3 変更後の住所
- 4 変更後の飼養施設等の所在地

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第4号

多数の動物の飼養廃止届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

④

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

次のとおり、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第7条の2第3項の規定により、届け出ます。

- |     |        |                       |
|-----|--------|-----------------------|
| 1   | 年 月 日  | 付けで届け出た飼養する対象動物の種類及び数 |
| 犬の数 | 猫の数    | 合計数                   |
| 2   | 現在の飼養数 |                       |
| 犬の数 | 猫の数    | 合計数                   |

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第5号

(表面)

		第 号	
動物愛護管理員証			
写 真	所 属		
	職 名		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
上記の者は、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第17条の2第1項に規定する動物愛護管理員であることを証明する。			
年 月 日			
埼玉県知事			印

8 cm

12 cm



埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

（野犬等の収容）

- 第9条 知事は、飼養されていない犬又は第7条第1号の規定に違反して係留等をされていない犬（以下「野犬等」という。）があると認めたときは、その職員に、これを収容させることができる。
- 2 前項の職員は、収容しようとする野犬等がその飼い主又はその他の者の土地、建物又は船車内に入った場合において、これを収容するためやむを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において、その場所（人の住居を除く。）に立ち入ることができる。ただし、その場所の占有者又はこれに代わるべき者が拒んだときは、この限りでない。
- 3 何人も、正当な理由がなく、前項の立入りを拒んではならない。
- 4 第2項の規定により立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から要求があったときは、これを提示しなければならない。

（立入検査等）

- 第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主から必要な報告を求め、又はその職員に、施設、施設のある土地若しくは建物その他関係のある場所に立ち入り、動物の飼養に関し、施設その他の物件を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（動物愛護管理員）

- 第17条の2 法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。
- 2 前項の動物愛護管理員は、第9条第1項の規定による野犬等の収容、前条第1項の規定による立入検査及び質問その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行う。

様式第6号

特定動物の事故届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

届出者の住所

氏名

㊟

(法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、特定動物による事故が発生したので埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

特定動物の飼養許可年月日及び許可番号				
事故に係る 特定動物	種 類	性 別	年 齢	数
施設の所在地				
作業従事者	住 所			
	氏 名			
事故の状況	事故の日時	月 日	午前 午後	時 分
	事故発生場所			
	事故の内容			
	事故の原因			
	過去における 事故の有無	有 ( )、無		
被害者	住 所			
	氏 名	年 齢	歳	
事故発生後の措置				

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

様式第7号

犬の事故届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

次のとおり、犬による事故が発生したので埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例第15条第1項の規定により届け出ます。

事故に係る犬	種 類		生年月日 又は年齢		毛色		性別	
	犬の名		体 格	大・中・小	特徴			
飼養管理場所					電話	( )		
狂犬病予防措置	登録番号	第 号	最終予防 注射年月日	年 月 日	注射済票 番 号	第 号		
事故の状況	事故の日時	月 日		午前 午後	時 分			
	事故発生場所							
	事故の内容	咬傷・その他( )						
	事故時の 管理状況	係留・放し飼い・移動・運動・訓練・その他( )						
	事故の原因							
	過去における 事故の有無	有(咬傷・その他 )、無						
被害者	住 所							
	氏 名		年 齢	歳				
事故発生 後の措置								

鑑定結果	月 日 印	月 日 印	月 日 印

備考 届出者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。